

2022年8月15日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル3階
弁護士法人琴平総合法律事務所
マイルストーンマネジメント株式会社
代理人弁護士 大下 良仁 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューボート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
電 話 03-6435-5689
FAX 03-6435-5699

ご連絡

前略

突然のご連絡、失礼致します。

当職らは、株式会社ナガホリ（以下、単に「ナガホリ」といいます。）の株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社がナガホリに対し、2022年8月1日に、同社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書（以下、単に「趣旨説明書」といいます。）を提出されたことを受け、今回ご連絡させていただきました。

貴社も十分にご存知のこととは存じますが、当社は、ナガホリの低迷する企業価値の向上を図るべく、重要提案行為等を行う目的で同社株式を取得し、現在も同社との間で、代理人を通じてやり取りを重ねております（当社が株式を取得した目的やナガホリの現状に対する認識、布山氏らとの関係性を否定する当社の主要など、やり取りの詳細については、同社ホームページで開示されているとおりです。）。

率直に申し上げて、当社がナガホリの筆頭株主として、同社との間で上記やり取りが繰り返されている最中、貴社がナガホリ株式につき、大規模買付行為等の実施を決定したことについて、当社は驚きを禁じ得ません。

その点、貴社がナガホリにご提出された趣旨説明書の第1の3の(2)において、ナガホリのガバナンス強化・経営面における女性の積極登用などを提案することを通じて、ナガホリの企業価値向上を図る旨が記されていますが、正直、ナガホリの現経営陣にとって友好的な存在であるのか敵対的な存在であるのかを含め、未だ貴社の真意をうかがい知ることができていない状態で困惑しております。

そこで、貴社として、ナガホリの議決権の最大25%に相当する株式を取得した後、どのような方針でナガホリに関与する意向をお持ちであるのか、具体的に、現在のナガホリが抱える経営上の課題、その克服のためナガホリが選択すべき経営方針及び貴社が想定する重要提案行為等の内容について、ご教示いただければと思います。

また、ナガホリが2022年8月4日付で開示した「マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する訂正文書受領等及び同社に対する要請のお知らせ」によれば、貴社ないし貴社代表の島崎紀子氏は、星野和也氏と関係がある旨の記載が認められますが、これは事実でしょうか。また、貴社ないし島崎氏と布山氏との間に何らかの関係があるのでしょうか。併せてご教示ください。

その点、上記開示資料の中で、貴社と当社との間についてまでも、ナガホリから疑念をかけられてしまっていることは当社として大変遺憾であり、当社と貴社との間に、関係性がないことについては勿論のこと、上記ナガホリが指摘する人物との関係性についても、しっかりとご回答されることお願い申し上げます。

草々

差出人 〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューボート法律事務所（東京オフィス）

弁護士戸田裕典、弁護士鈴木多門

受取人 〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-14-1郵政福祉琴平ビル3階
弁護士法人琴平総合法律事務所

弁護士 大下 良仁先生

証明文が印刷されます